

平素より大変お世話になっております。地元衆議院議員の村井英樹です。事業者の皆様向けの新たな対策が措置されましたので、お知らせ致します。是非ご活用下さい。

1. 【CO2 排出削減設備導入補助金】（埼玉県） P3～4

～ 大人気の補助金です。早めの申請がおすすめです！～

エアコン・ボイラー・コンプレッサー・変圧器・冷凍冷蔵設備等を、高効率省エネ設備に更新する場合、1/2 を補助（上限 500 万円）。蓄電池とセットで太陽光発電設備を導入する場合も対象。

補助の対象となる事業者は、埼玉県内で 1 年以上事業活動を営んでいる法人（中小企業者）及び個人事業主。

申込は電子申請。受付期間は、1/29～1/31 で、この期間の申請が予算額を超えた場合、抽選となります。

（県 HP）<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/r5co2hojo-kinkyutaisaku2.html>

2. 【カタログ方式 中小企業省力化投資補助事業】（経産省） P5

～「カタログ方式」の簡易な申請手続きで、人手不足解消に効果のある投資を支援～

今般の経済対策の目玉事業です。IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある設備の導入を支援。対象設備を「カタログ」に分かり易く掲載し、申請手続きを簡素化。補助率 1/2。（補助額上限は、従業員数 5 名以下：200 万円、従業員数 6～20 名：500 万円、従業員数 21 名以上：1000 万円）

※ こちらの事業は、カタログに掲載される製品を含め、現在経産省で詳細を詰めています。3 月頃には詳細な情報が出る見込みです。

3. 【年収の壁・支援強化パッケージ】（厚生労働省） P6～7

～パート・アルバイトの方が「130 万円の壁」「106 万円の壁」を意識せず働ける環境に～

パートやアルバイトで働く方が、一定の年収を超えると社会保険料の負担が発生し手取りが減ることを懸念し、勤務時間の調整をしてしまうことが課題でした。このため、政府では年収「130 万円の壁」「106 万円の壁」に対応し、新たな対策を措置しました。

◎「130 万円の壁」対応：パートやアルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどして収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明すれば、引き続き被扶養者認定が可能です。

◎「106 万円の壁」対応：パートやアルバイトで働く方の厚生年金や健康保険の加入に併せて、手取り収入を減らさない企業に対し、一人当たり最大 50 万円を支援します。

4. 【原材料価格高騰対策支援事業】（埼玉県） P8

～ 原材料の転換や使用量削減を目指す製造事業者を支援～

原材料の転換や使用量削減のための設備投資・製品開発費用を1/2補助（上限750万円）。県が派遣する専門家や、国が認定する「認定支援機関」の助言に基づいて実施する取組が対象。県の専門家派遣は無料で2回まで受けられます。

専門家派遣は令和6年1月下旬から、補助金は2月上旬から募集を開始する予定。

詳細については、令和6年1月中旬以降に県ホームページに掲載予定。

（県HP）<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/kakaku-koutou-taisaku-dainikai.html>

5. 【省エネ補助金】（経産省） P9～10

～ 省エネに関する投資を支援。大企業も対象。～

設備単位の小さな投資から工場単位の大きな投資まで、幅広く省エネの設備投資を補助。設備単位の小さな投資については、「リスト」に掲載されている高度省エネ設備を導入する場合に1/3補助（補助額下限：30万円～上限：1億円）。工場やビル単位の大きな投資については、一定の省エネ要件を満たす投資を1/3～1/2補助（補助下限：100万円～補助上限：15億円）。

※ こちらの事業は、リストに掲載される製品を含め、現在経産省で詳細を詰めています。3月頃までには詳細な情報が出る見込みです。

6. 【ものづくり補助金】（経産省） P11 ～ 生産性向上のための設備投資を支援～

中小企業・小規模事業者が、新たな製品・サービスを開発したり、生産プロセス等の効率化のための設備投資を行う際に補助。

生産プロセス改善の補助は、1/2補助、8000万円上限。

新製品・サービスの開発は、1/2補助、1250万円上限。

7. 【小規模事業者持続化補助金】（経産省） P12 ～ 小規模事業者の販路開拓を支援～

店舗の改装や、広告掲載、新メニューの開発など、数十万円規模の投資を支援。

補助率2/3（上限50万円 ※賃上げなどにより上乗せあり）。

3月頃には詳細な情報が出る見込みです。

何かございましたらお気軽に村井英樹事務所にご連絡下さい。迅速に対応させていただきます。

【お問合せ先】

浦和区の方 （担当：相馬 090-1218-3091、尾崎 080-5378-9403）

緑区の方 （担当：石井 080-5505-1911）

見沼区の方 （担当：舟本 080-6888-2962）



令和5年度 埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金

【緊急対策枠】

第2弾 募集



エネルギー価格の変動に対応する 中小企業等の体質改善・CO₂削減を応援します！

1. 受付方法等

申請受付期間	補助率	補助上限額	対象者決定方法
令和6年1月29日(月) ～ 1月31日(水) (受付時間 9時～17時)	1 / 2	500万円	原則、抽選 (「3. 申請にあたっての注意事項」参照)

2. 対象事業

① 設備更新等

条件：15年以上使用している設備の**高効率設備***への更新に限る (照明設備は対象外)

*「高効率設備」：以下の3つのいずれかに該当する設備

1	省エネ法のトップランナー基準達成率100%以上の設備
2	経済産業省所管「省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C)指定設備導入事業」の対象設備 (HP参照) https://sii.or.jp/shitei04r/search/
3	1, 2以外の設備で一般的な設備と比べ10%以上の省エネ改善効果が認められるもの



高効率空調設備



高効率ボイラー



太陽光発電設備 + 蓄電池

② 再エネ活用設備の導入・更新

条件：再エネ活用設備のうち太陽光発電は蓄電池を併設すること (蓄電池のみの新規設置可)

3. 申請にあたっての注意事項

- ・申請受付期間中(1月29日(月)～1月31日(水))は受付を締め切りません
- ・受付期間中の申請が予算額を超えた場合は、抽選で対象者及び補欠者を決定します
- ・予算額に達しなかった場合は、2月1日(木)(9時～17時(土日祝日を除く))以降、予算の範囲内で原則先着順で受付を行います(ただし、予算額を超えた日の申請については、抽選により対象者及び補欠者を決定します)
- ・一定数の補欠者が確保できない場合は、補欠者を補充するための受付を行う場合があります
- ・対象者は県内で事業を行う中小企業等です(詳細はHP参照)
- ・令和4年度募集「埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金(緊急対策枠)」又は令和5年度募集「埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金(通常枠・緊急対策枠)」のいずれかを受給した方又は受給予定の方は対象外です
- ・同一の設備で、国等の補助金との併用はできません
- ・同一事業所で、「埼玉県原材料価格高騰対策支援事業補助金」、「省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金」との併用はできません

【申請先】 令和5年度CO₂排出削減設備導入補助金事務局
(委託先) 東武トップツアーズ(株) 電話 050-6875-7560

※電子申請での受付となります。URLが決まり次第、下記HPでご案内します(郵送・電子メール・FAX・持参は不可)

【問い合わせ先】 埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話 048-830-3021 E-mail a3030-25@pref.saitama.lg.jp

※情報は県HPで更新していきます。以下のURLをご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/r5co2hojo-kinkyutaisaku2.html>



4. 対象経費

【補助対象経費】

設備費、工事費 ※補助対象経費の合計が**30万円以上の事業**が対象となります

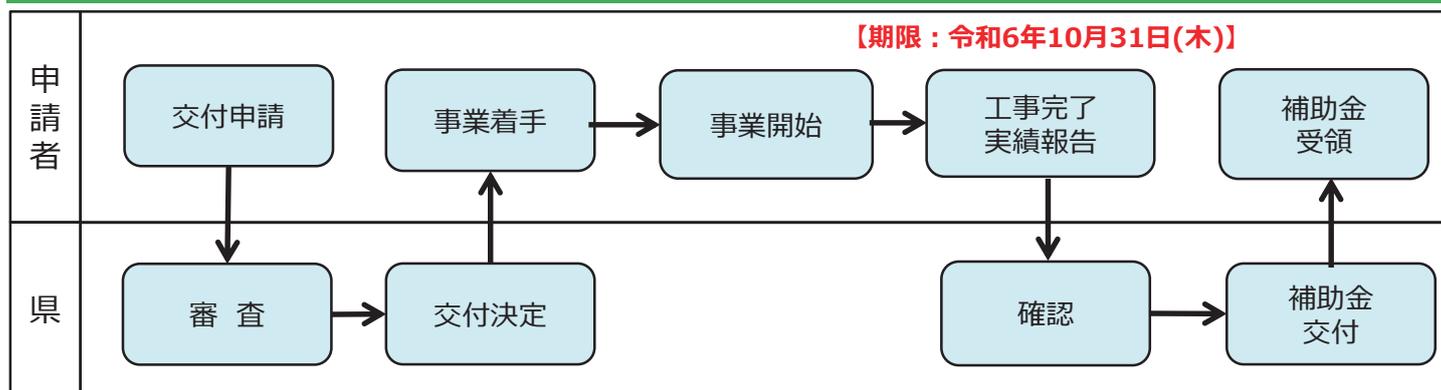
【補助対象外経費】

能力の増強に係る経費、撤去費、移設費、処分費、通信費、光熱水費、旅費、消費税及び地方消費税 等

※設備更新前後で原則、能力の増強は認められません

※既存設備の撤去に係る費用は補助対象外です

5. 事業フロー



6. 事業実施・実績報告に係る留意事項

- 補助金の交付決定前に**補助対象事業に着手（工事発注含む）してはならない**ものとします
- 実績報告書の提出期限は、**令和6年10月31日（木）**です
- 実績報告までに「埼玉県環境SDGs取組宣言企業」宣言書の提出が必要です
- 実績報告までに施工業者への支払いが必要です（原則、金融機関での振込）

7. 申請書提出にあたって

- 電子申請での受付となります
- 申請には、下記の申請書類の添付が必要となりますので、ご準備ください
※郵送・電子メール・FAX・持参での受付は行いません。詳細については、県ホームページをご確認ください

8. 申請書類

- 申請書
- CO2削減量算定シート
- 見積書（2者以上）
- 導入機器のカタログ等（設備更新の場合は**高効率設備であることが確認できるもの**等）
- 図面（全体配置図）
- 登記事項証明書（個人事業主：営業届出済証明書 等）
- 法人県民税・法人事業税の滞納がないことの証明書
（個人事業主：個人県民税・個人事業税）
- 決算報告書の写し（損益計算書、貸借対照表、青色申告書 等）

※詳細は県ホームページをご確認ください



SDGs 未来都市
埼玉県

中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
中小企業庁長官官房 総務課

令和5年度補正予算額 1,000億円（中小企業等事業再構築基金の活用等含め総額 5,000 億円規模）

- 変革期間の3年間において、人手不足に苦しむ中小企業の省力化投資を強力に支援。
- 人手不足解消に効果がある商品を予め「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある支援措置を新たに実施する。

カタログ掲載機器（IoT、ロボット等）のイメージ

・無人搬送ロボット



著作者：user6702303 / 出典：Freepik
https://jp.freepik.com/free-photo/automated-queue-vehicle-loading-boxes_18221421.htm#query=ag&position=14&from_view=keyword&track=spn

・検品・仕分けシステム



著作者：macrovector / 出典：Freepik
https://jp.freepik.com/free-vector/smart-industry-icon_23182671.htm#query=%E6%A4%9C%E5%93%81%E8%A3%85%E7%B0%A0&position=31&from_view=search&track=ais

・無人監視システム



Image by macrovector on Freepik
https://www.freepik.com/free-vector/realistic-video-surveillance-camera-side-view-vector-illustration_23505496.htm#query=%E7%98%A3%E8%A6%96%E3%82%AB%E3%83%A1%E3%83%A9&position=29&from_view=search&track=ais

・キャッシュレス型自動券売機



提供：ピクスタ
<https://pixta.jp/illustration/91446448>

枠	補助上限額	補助率
省力化投資枠 (カタログ型)	従業員数5名以下 :200万円(300万円) 従業員数6~20名 :500万円(750万円) 従業員数21名以上:1000万円(1500万円) ※賃上げ要件を達成した場合、()内の値に補助上限額を引き上げ	1/2

パート・アルバイトで働く方が

「年収の壁」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。



パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組^(※)
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

- (※) ・社会保険適用促進手当を支給
(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとし
ても、事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能
となる仕組みを作ります。

▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

年収の壁突破・総合相談窓口

 **0120-030-045**

(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

年収の壁に関する
厚生労働省HP



「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

詳細はこちら



労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の 18%以上を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

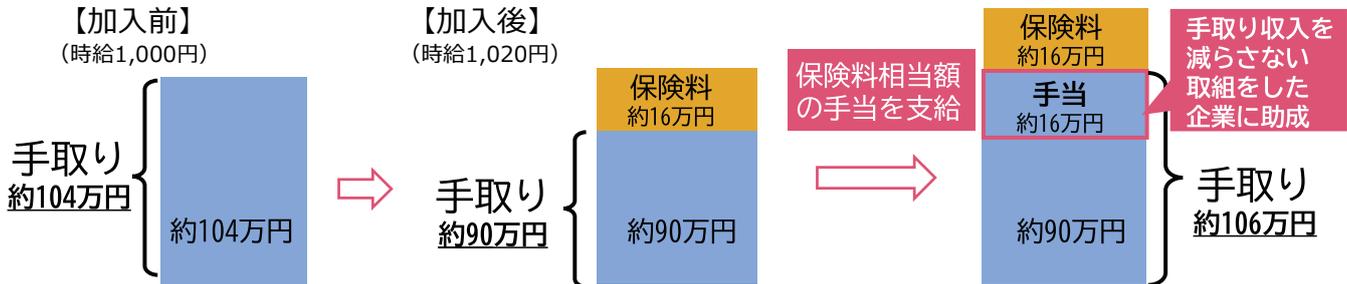
※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

<活用イメージ> 時給が上がり(年収104万→106万円)厚生年金・健康保険に加入した場合

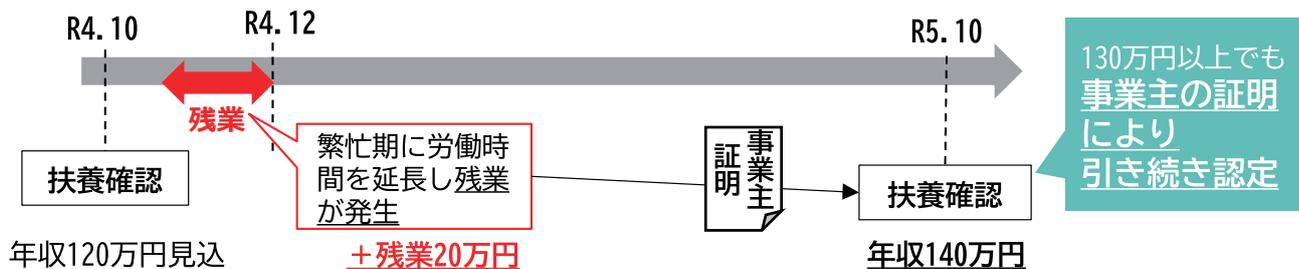


(※) 保険料は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。
なお、手取り収入は税金については考慮していない。

「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



配偶者手当への対応

詳細はこちら



企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。

第2回埼玉県原材料価格高騰対策支援事業について

事業目的

原材料価格の高騰に対応した中小企業等の経営体質改善を促すため、原材料の転換や使用量削減に関し、県が派遣する専門家や国が認定する認定経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）の助言に基づいて実施する設備投資や製品開発等に要する経費の一部を補助します。

事業概要

専門家派遣

原材料の転換や使用量削減等に関して、知識・経験などを持つ中小企業診断士を専門家として中小企業者等に派遣し、現地調査や現状分析を行った上で、設備投資、製品開発及び販売促進等に係る具体的な助言を行います。

費用（回数）	無料（最大2回まで）
対象件数	100件
選定方法	先着順

補助金

県が派遣する専門家又は認定支援機関が作成した「支援カルテ」に基づき実施する設備投資や製品開発、販売促進を行う際の経費の一部を補助します。

補助率	補助対象経費の2分の1
補助額	上限750万円

スケジュール（予定）



お問い合わせ

産業労働部 産業支援課 経営革新支援担当

郵便番号330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 本庁舎4階

電話：048-830-3903

ファックス：048-830-4813

1. (1) 省エネ設備への更新支援（省エネ補助金）

【国庫債務負担行為要求額 2,325億円】
 ※令和5年度補正予算額：1,160億円

- 工場・事業所の設備更新にあたっては、省エネ機器への更新により、エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくことが重要。
- そのため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、一部の製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）【新設】、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）の3つの類型で企業の投資を後押し。

(Ⅰ) 工場・事業場型

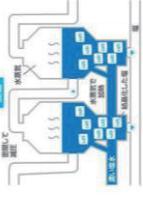
※旧A/B類型

- 生産ラインの更新等、工場・事業所全体で大幅な省エネを図る。
- 補助率：1/2（中小）1/3（大）
 ※先進設備の場合、2/3（中）1/2（大）
- 補助上限額：15億円
 ※非化石転換の要件満たす場合、20億円

食品品製造業A社（中小企業、海水を原料とした塩を製造）

- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業所全体の設備・設計を見直し。3年で**37.1%の省エネ**を実現予定。

【平釜】  **【立釜】** ※複数の釜を連結して排熱再利用 



新設 (Ⅱ) 電化・脱炭素燃料転換型

- 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助
- 補助率：1/2
- 補助上限額：3億円
 ※電化のための機器の場合は5億円

【キョウラ式】※コークスを使用  

【誘導加熱式】※電気を使用  

(Ⅲ) 設備単位型

※旧C類型

- リストから選択する機器への更新を補助
- 補助率：1/3
- 補助上限額：1億円

【業務用給湯器】 

【高効率空調】 

【産業用モータ】 

【参考】省エネ補助金の類型

事業区分	事業概要	省エネ効果の要件	補助対象経費	補助率	補助金限度額
(I) 工場・事業場型 <small>※従来のA類型（先進事業）とB類型（オーダーメイド型事業）</small> 生産ラインの入れ替えや集約など、工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図るものを補助	工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援。	①省エネ率＋非化石割合増加率：10%以上 ②省エネ量＋非化石使用量：700k以上 ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上 先進要件 ①省エネ率＋非化石割合増加率：30%以上 ②省エネ量＋非化石使用量：1,000k以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上	設備費 ・ 設計費 ・ 工事費	中小企業等 1 / 2 以内 （先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 2 / 3 以内） 大企業・その他 1 / 3 以内 （先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 1 / 2 以内）	【上限】15億円/年度 （非化石転換は20億円/年度） 【下限】100万円/年度 ※複数年度事業の上限額は20億円（非化石転換は30億円） ※連携事業や、先進要件を満たす複数年度事業の上限額は30億円（非化石転換は40億円）
(II) 電化・脱炭素燃転型 <small>※R5補正で新設</small> 主に中小企業の活用を念頭に、 脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助	化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援。 対象設備は（Ⅲ）設備単単位で指定される下記設備のみ。 ①産業用ヒートポンプ ②業務用ヒートポンプ ③低炭素工業炉 ④高効率コージェネレーション ⑤高性能ボイラ	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 （ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ）	設備費 （電化の場合は付帯設備も対象）	1 / 2 以内	【上限】3億円 （電化の場合5億円） 【下限】30万円
(III) 設備単単位型 <small>※従来のC類型（指定設備導入事業）</small> より中小企業がいや すいよう、リストから選択する機器への更新を補助	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること。	設備費	1 / 3 以内	【上限】1億円 【下限】30万円

上記に加え、「(IV) エネルギー需要最適化型」があり、各型との組合せ、又は、単体での使用が可能

➔ **いずれの類型も、複数年の投資計画に対応**

生産性向上を目指す皆様へ

令和5年度補正予算

「ものづくり・商業・サービス補助金」で

雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、
新製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な
設備投資等を支援します！

STEP1 対象要件



公募要領等はこちらをチェック

※公募は2回程度実施予定。準備でき次第、順次公表

- 中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発又は
生産プロセス等の省力化のための設備投資・システム構築を行い、
 - ① 付加価値額 年平均成長率3%増加
 - ② 給与支給総額 年平均成長率1.5%増加
 - ③ 事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上
 の基本要件等を目指す3～5年の事業計画に取り組むこと。

STEP2 申請手続

- 公募要領で補助対象者、申請要件、対象経費、スケジュール等を確認
- **GBSID**を取得※のうえ、電子申請システムにより申請
 - ※本補助金の申請にはGBSID（アカウント）の取得が必要です。
ID取得に一定期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

審査

STEP3 事業実施、フォローアップ

- 交付候補者決定、交付申請・決定を経て事業を実施
- 補助事業実施期間内に設備投資等を行い、実績報告書を提出
- **3～5年の事業計画に基づき事業を実施し、事業化状況報告を提出**※
 - ※3～5年の間、毎年事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。また、基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

※申請類型等の詳細は裏面をご確認ください。

令和5年度補正予算で中小機構に措置



事前準備から事業終了までの流れ



※令和6年12月10日までに実績報告まで完了していただく必要があります。無理のない計画を基に申請を行ってください。
※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよく確認ください。

支援枠・類型の概要

要件	生産プロセス改善等の取組		製品・サービス開発の取組		海外需要開拓等の取組
	省力化 (オーダーメイド) 枠	通常類型	製品・サービス高付加価値化枠	成長分野進出類型 (DX・GX)	
補助上限	750万円～8,000万円	750万円～1,250万円	DXやGXに資するもの	海外事業の拡大・強化に資するもの	3,000万円
補助率	1/2 ※小規模・再生事業者2/3 ※1,500万円未満は1/2 1,500万円を超える部分は1/3	1/2 ※小規模・再生事業者2/3 ※新型コロナ加速化特例2/3	2/3	※小規模2/3	1/2 ※小規模2/3
対象経費	<全枠> 類型共通 > 機械装置・システム構築費（必須）、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用料、原材料費 <省力化枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝費、販売促進費も利用可能				

大規模賃上げに取り組む事業者への支援：補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、100万円～2,000万円を上記各枠の補助上限に乗せ（申請枠・類型、従業員規模によって異なる、新型コロナ加速化特例適用事業者を除く）。

＜参考＞製品・サービス高付加価値化枠については、厚生労働省所管の産業界雇用安定助成金（産業界人材確保等支援コース）を併給できる場合があります。詳しくは右記の厚生労働省HPで確認いただくセンターまでお問い合わせください。
雇用調整助成金、産業界雇用安定助成金センター 0120-603-999 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む） 厚生労働省HP

活用イメージ

省力化（オーダーメイド）枠

熟練技術者が手作業で行っていた組立工程に、システムインテグレータ（Sier）と共同で開発したAIや画像判別技術を用いた自動組立ロボットを導入し、完全自動化・24時間稼働を実現。組立工程における生産性が向上するとともに、熟練技術者は付加価値の高い業務に従事することが可能となった。

製品・サービス高付加価値化枠

＜通常類型＞最新複合加工機を導入し、精密加工が可能となり国際基準に準拠した部品を開発
＜成長分野進出類型＞AIやセンサー等を活用した高精度な自律走行搬送ロボットの試作機を開発

グローバル枠

海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展

生産性向上を目指す皆様へ

令和5年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓の取組を支援します！

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の

支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50～200万円

⇨ 免税事業者から適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）に転換する場合同、一律に50万円の補助上限を乗せを行います。（最大250万円）
（詳細は、裏面をご確認ください）

【補助率】

2 / 3（資金引上げに取組む事業者のうち、赤字事業者は3 / 4）

【補助対象】

店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【今後のスケジュール】

準備が整い次第、速やかに公募を開始します。

※詳しくは事務局ポータルサイト（裏面）をご確認ください。

応募方法：原則持続化補助金申請システムによる電子申請

※電子申請に必要なGビスIDプライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので、事前にアカウントを発行することをお勧めします。電子申請先は公募要領をご確認ください。



チラシのダウンロードはこちら↑

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後に対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよく確認下さい。

※令和6年10月31日までに事業を完了し、令和6年11月10日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

支援枠・類型の概要

	通常枠		特別枠	
	資金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2 / 3 (資金引上げ枠のうち赤字事業者は3 / 4)			
補助上限	50万円	200万円		
インボイス特例	50万円※ ※インボイス特例の要件を満たさず場合は、上記補助上限額に50万円を乗せ			

【申請要件】

- 資金引上げ枠 ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+50円以上とした事業者 (既に達成している場合は申請時点の事業場内最低賃金より+50円以上)
- 卒業枠 ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者
- 後継者支援枠 ⇒ アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- 創業枠 ⇒ 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者

免税事業者からインボイス発行事業者へ転換した事業者は、**全ての枠で50万円の補助上限を乗せ**。

○ **インボイス特例** ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者

※申請要件等の詳細は、下記事務局HPに掲載の公募要領等をご確認ください。

活用事例①

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を改装**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

活用事例②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをウェブサイトメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。

※ 青字が本補助金の対象経費

事務局HP:



お問い合わせ先は所在地によって異なるため上記の商工会地区HPをご参照ください。

商工会地区HP



商工会議所地区HP

03-6632-1502

iGrants (ID取得)



03-6632-1502

iGrants (ID取得)